

平安女学院大学ガバナンス・コードの実施状況について

第 1 章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

記載事項	実施状況
本学の建学の精神・理念に基づく人材像は次のとおりです。『本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」－を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。』	本学は左記の建学の精神を掲げ、大学ホームページなどで周知しています。

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

記載事項	実施状況
① 大学の教育目的及び研究目的 本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神－「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」－を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。	本学では、建学の精神に基づき、左記のとおり大学の教育目的及び研究目的と学部ごとの教育目的を定めています。 引き続きこれらの目的達成のため教育研究活動の充実を図っていきます。
② 国際観光学部国際観光学科の教育目的 国際観光学に関する専門的知識を涵養するとともに、異文化を理解しホスピタリティー精神に富む人間性豊かな人材の育成を目的とする。	
③ 子ども教育学部子ども教育学科の教育目的 子ども学に関する高度な専門的知識と実践力を涵養するとともに、教育・保育の分野に幅広く携わる人間性豊かな人材の育成を目的とする。	

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取組みについて

記載事項	実施状況
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	法人全体としての第 3 次中期経営計画が 2020 年度から 5 年間の計画として策定しています。特に大学に係る記述においては、2017 年に受審した評価結果を期間別認証評価の指摘を反映させています。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めてい	2022 年度が現計画の中間年度であるので進捗状況などを公表するようにします。

ます。	
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	引き続きそのように努めます。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	引き続き事務職員の役割を一層重視し、人材養成に努めます。
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受け、受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	経営陣と教職員が計画を共有し、教職員が積極的な提案を受けることができるよう努めます。
⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT 化策 ケ 計画実現のための PDCA 体制	現在の中期目標は建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標、教育研究活動の推進、安定した財政基盤の構築、入学者・入園者の確保、組織の再編成、施設の整備各学校の現状・課題・計画などの内容になっています。

(3) 私立大学の社会的責任等

記載事項	実施状況
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	引き続き、本学の教育の質向上及び経営の透明性の確保に努めます。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	引き続き、大学運営において学生を最優先に考え、各ステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献を念頭に学校法人経営に努めます。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し法人ホームページに掲載しています。また平安女学院大学における障害のある学生に対する基本方針を大学ホームページに掲載しています。これらに基づいた取組への対応を実施しています。

第 2 章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果た

すため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	私立学校法に基づき、寄附行為に規定し、適切に開催しています。
② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。	議決事項は理事会議案取扱細則に明記しており、議事録は規定どおり記録しています。各部門からの報告事項は適切になされています。
③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制 やリスク管理体制を適切に整備します。	引き続き、理事会が適切に大学の業務評価を行い業務改善に活かし、適切な情報共有が行われるよう努めます。
④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	学長は理事会から委任された権限を適切に行使しています。 また副学長を置き担当業務を監督しています。
⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	理事会は定期的を開催しており、緊急の要件がある場合には臨時的に開催しています。 各理事に対しては審議に必要な時間を十分に確保しています。
⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	私立学校法第 44 条の 2 の規定の通り、役員が任務を怠り本学院に損害をあたえた場合、または職務を行う際に悪意または重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負うこととしています。
⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じ	私立学校法第 44 条の 4 の規定の通り、本学院または

た損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も連帯して責任を負うこととしています。
⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規程を整備します。	規程は整備していないが、私立大学公開の役員賠償責任保険に加入しており、損害賠償のリスクに対応しています。
⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。	私立学校法の規定に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	寄附行為に定め、遵守しています。
② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置くことができる。各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	寄附行為に規定し、常務理事を置いている。また理事長職務の代理についても寄附行為に規定しています。
③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。	寄附行為第 10 条に規定しています。
④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。	理事は、法令及び寄附行為を遵守し、職務を遂行しています。
⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	私立学校法の規定のとおり、理事は善管注意義務及び賠償責任義務を負います。
⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告することとしています。
⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	寄附行為に規定し遵守しています。

（2）学内理事の役割

① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	左記のとおり、適切な業務執行を推進しています。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	左記のとおり、業務量に配慮しつつ理事の業務を遂行しています。

（3）外部理事の役割

① 複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。	理事 5 名中 2 名の外部理事を選任しています。
② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの	左記のとおり、外部理事は様々な視点から意見を述

強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	べ、理事としての業務を遂行しています。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	事務局である学院統括部企画チームが事前・事後にサポートを行っています。今後より丁寧な情報提供・説明に努めます。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

外部理事を含む全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	教育政策などについての案内を行っていますが、今後さらなる研修機会の提供を検討します。
---	--

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	私立学校法の規定のとおり、監事は善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	監事は理事会、評議員会に毎回出席しています。
③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	監事は毎年度、学校法人の表務、財産の状況などについて監査を行っています。
④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	寄附行為に定めて監事が対応できるようにしています。
⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	寄附行為に定めて監事が対応できるようにしています。

(2) 監事の選任

① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	寄附行為の規定どおり選任しています。
② 監事は2名以上置くこととします。	監事は2名置いています。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	2名の監事が共に退任することがないように考慮しています。

(3) 監事監査基準

① 監査機能の強化のため、学校法人平安女学院監事監査規則に監査の基準を定めます。	監査基準の作成を検討しています。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	監査計画を関係者に通知するよう努めます。
③ 監事は、学校法人平安女学院監事監査規則に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	監査報告書は理事会及び評議員会において報告し、公表しています。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

① 監事、公認会計士による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	年2回、監事と公認会計士による意見交換の場を定めています。
② 監事機能の強化の観点から監事と連絡を密にとり、情報交換・意見交換の機会を設けます。	引き続き、監事と連絡を密にとり、情報交換・意見交換の機会を設けるよう努めます。
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	文部科学省主催の監事研修会などを受講してもらっています。今後も研修機会の提供に努めます。
④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	事務局である学院統括部企画チームを中心に十分なサポート体制を整えます。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	学院統括部企画チームが各部署と連携して体制整備に努めます。

(5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	常勤監事設置を検討します。
-----------------------------------	---------------

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ① 予算、事業計画に関する事項 ② 中期的な計画の策定 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ④ 役員報酬に関する基準の策定 ⑤ 寄附行為の変更 ⑥ 合併 ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	左記のとおり寄附行為に定め、実施しています。
--	------------------------

(2) 評議員会の議事運営

評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	評議員から意見をいただくよう努めます。
-----------------------------	---------------------

(3) 評議員会の職務

評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は	評議員会の職務については評議員会議案取扱細則に
--------------------------	-------------------------

役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	規定しています。
--	----------

(4) 監事選任についての同意

評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	監事の選任については評議員会の諮問事項と規定しており、実施しています。
---	-------------------------------------

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

① 評議員の人数は、理事現在数の2倍を超える人数を選任します。	寄附行為の規定どおり、理事の人数の2倍を超える11人を選任しています。
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	規定どおり、選任しています。
③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	寄附行為に規定する選任区分に基づき適切に選任しています。
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	規定通り実施しています。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	学院統括部企画チームにて対応しています。今後よりサポートできるよう努めます。
② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	評議員会において、法人及び大学等を取り巻く環境、中期計画や事業計画の進捗状況及び課題等を説明している。今後は、学外研修会を案内するなど研修機会の一層の充実に努める

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、平安女学院大学学長選考規程に基づき、「理事会が学長候補者選考委員会より推薦を受けた学長候補者から適任者を選出し、理事長がこれを任命する」とあり、その職務については平安女学院大学組織規程（以下、「組織規程」という。）において、「学長は、大学を統督する」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

① 学長は、学則第1条に掲げる「本学はキリスト教の精神に基づく教育を通して、自由で自立した人格を形成するとともに、建学の精神―「知性を広げ、望みを高くし、感受性を豊かにし、そして神を知らせる」―を体得した人間を育成し、地域社会ならびに国際社会に積極的に貢献する人材を養成することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	学長は教学運営についてリーダーシップを発揮し、教職員を統督しています。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。	理事長が学長を兼務しており、理事会から委任された権限を行使しています。
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	学内にて周知共有しているが、今後さらに積極的に周知するよう努めます。

(2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

① 大学に副学長を置くことができるようにしており、学則第5条第2項において「副学長は、学長を助け命を受けて校務を掌る。」としています。また必要に応じて学長補佐を置くこともできます。その職務については組織規程第4条に定めています。	学則の規定のとおり副学長を置いている。
② 学部長の役割については、組織規程第11条第2項において「学部長は、学長及び副学長を補佐して教育及び研究に関する事項を掌理する」としています。	組織規程のとおり学部長は学長及び副学長を補佐している。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については教授会規程に定めています。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。	教授会で審議する事項については左記のとおり教授会規程に定めており、学部教授会は適切に開催されています。
--	---

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

4－1 学生に対して

（１）学生の学びの基礎単位である学部等においても、３つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 学部ごとの３つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	学部ごとに３つの方針を規定し、大学 HP で公開しています。
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	学校教育法に基づき、自己点検・評価を適切に実施している。またその内容は HP にて公表しています。
③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	ハラスメントの防止について適切に取り組んでいます。

4－2 教職員等に対して

（１）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	小規模な大学であり、教職員の協働体制は確保できていると考えているが、今後もさらに教職協働体制を確保するよう努めます。
--	--

（２）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。	合同FD・SDを実施するなど全構成員による取組を行っているがさらに今後取組を行うよう努めます。
① ボード・ディベロップメント：BD ア 常勤理事は、寄附行為等関連規定並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	常勤理事は、適切に職務を遂行しているが、そのPDCAサイクルについて明示はしていないので検討します。 監事は毎年度監査計画と報告書を作成している。今後は理事会並びに評議員会に報告します。
② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア ３つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活	FD については全学、また学部単位で実施しています。今後も FD 活動の推進について委員会などで検討していきます。

動に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	
③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。 イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	引き続き事務職員の意識改革、能力の向上のため SD 活動を計画的に推進していきます。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	本学は 2010 年度、2017 年度に高等教育評価機構の評価を受審し、適合の評価を得た。一部改善を要する点や参考意見があったため、2020 年に改善報告書を提出している。その他評価結果を踏まえて教育・研究活動の向上に取り組んでいます。
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	毎年度、自己点検評価委員会の主導で定期的に自己点検・評価を実施し、計画的な改善・改革に努めています。
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	自己点検・評価活動や教育研究活動の状況は大学 HP など公開し、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たすことができるよう努めます。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	両学部ともに地域との連携活動に積極的に取り組んでいます。
② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	地域連携センターがその機能を果たすべく努めます。
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	今後、さらに広く社会人を受け入れるべく努めます。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	今後、そのように取り組むよう努めます。
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	環境に配慮した取り組みを行っているが今後もそのように努めます。

4－4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	地震対応マニュアルは作成しています。その他の災害に向けたマニュアルも今後作成します。ハラスメントや公的研究費不正に係る規程を定め取り組んでいます。
② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	今後も引き続きそれぞれの防止対策に取り組んでいます。
③ 事業継続計画の策定に取り組めます。	事業継続計画については検討します。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。	教職員は法令及び学内の諸規程を遵守するよう取り組んでいます。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を 常時開設し、通報者の保護を図ります	公益通報窓口を設置して周知しています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5－1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的

に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	左記の教育・研究に資する情報については適切に大学ホームページ等で公表しています。
② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	左記の法人に関する情報は適切に学院ホームページにて公表しています。

（２）自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生者数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに産学官連携	海外の協定校などについては大学ホームページに掲載しています。
② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画	中期計画については法人ホームページに掲載しています。

（３）情報公開の工夫等

① 上記（１）②及び（２）②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	請求があれば閲覧に供せるよう準備しています。
--	-------------------------------

② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。	方針は定めていませんが、情報公開については、方法、項目等を明示して公開しています。
③ 公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	大学ホームページ以外にも大学ポートレートも適宜更新しています。また入学案内などの媒体も活用しています。
④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	大学ホームページなど、わかりやすい文章、見やすい構図など工夫しています。継続して改良していきます。

2022 年 9 月 28 日 自己点検・評価委員会 承認